

2015年の地域課題

地方分権が進行する中、行政サービスの最前線にある市町村の役割はますます高まってきています。これまで国が立案し地方が行ってきた多くのことが、地方の判断と責任に委ねられています。

2015年もさまざまな事業がその対象となっていますが、その中で私が特に注視している地域が取り組むべき課題があります。



会代表・大津町議会議員
佐藤真二

▶ 子ども・子育て支援新制度

今年4月からの実施が予定されています。財源となる消費税増税が延期されたため、第一段階ではありますが、それでもこれまでからすれば大きな制度変更です。

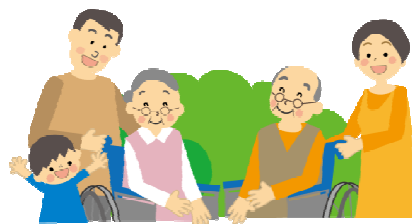
これに対応するための町の取り組みはかなり遅れており、このまま十分な説明も関係者の理解もないまま新制度に突入していくことがないように、また新制度への移行により逆にサービス利用者に不利益が生じないように、しっかりと確認していきます。

(この課題の一つ、町立幼稚園の問題について2・3Pに関連記事があります)

▶ 訪問・通所介護サービスの地域移管

これから3年間の移行期間の中で、介護保険の「訪問・通所サービス」も市町村が担うこととなります。これらのサービスのニーズは27~29年度で10%程（給付費ベース）での伸びと推計されています。

この伸びを受け入れるための受け皿をきちんと充足できるような取り組みを支援していかなければなりません。



▶ 地域課題に取り組むために

こうした地域課題に対応しながら、まちづくりを進めていくには、行政の力以上に住民の力がますます必要になってきます。住民と行政の協働は不可欠です。協働にはさまざまなかたちがありますが、NPO（特定非営利活動法人）の役割は大きく期待がよせられます。今年は町のNPO活動の活性化や既存のボランティア等の活動の事業化支援、人材発掘などにも取り組んでいきたいと思っています。

町立幼稚園の役割を考える

公立幼稚園、大津町の場合は2つの町立幼稚園ですが、その役割とは何か？
このことを問い直す必要があります。

背景は「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度）で幼稚園の保育料の利用者負担の考え方が変わることにあります。

新制度下の教育・保育施設の類型

▶ 新制度下の幼稚園

まず、新制度下で幼稚園の形態はどう変わるのか。

図は新制度に対応する教育・保育施設の類型です。このうち現在の幼稚園は①～④のいずれかになります。

①～③のように「新制度下に入る」ということで「**施設型給付**」を受けるといことと利用者の負担が「**応能負担**（所得に応じた負担）」になるという意味を持つことになります。



子ども・子育て支援新制度ハンドブック(施設・事業者向け)より作成

①	新制度下に入る	認定こども園になる	幼保連携型認定こども園
②			幼稚園型認定こども園
③	新制度に入らない	幼稚園のまま	幼稚園（新制度）
④			幼稚園（変更なし）

【施設型給付】

施設に対し、国が定める基準により算定した額（公定価格）から利用者負担額を差し引いた額を支払うものです。給付は保護者に対するものですが、実際には直接施設に代理受領という形で支払われます。

【応能負担】

新制度下の幼稚園の利用者負担額について、国は右表のように所得に応じた5段階で上限額を定めています。市町村はこの上限の中で幼稚園の保育料を定めることになります。

（国の定める保育料水準より町が保育料を低く定めた場合、その差額は町が負担することになります。）

国が定める幼稚園保育料上限額

階層区分	保育料上限額
①生活保護世帯0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,200円以上	25,700円

子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOKより

▶ 私立幼稚園運営費の負担構造

現在の私立幼稚園の運営のための経費は右のイメージ図のような構成となっています。基本は利用者負担と私学助成金です。

その利用者負担を所得の段階に応じて就園奨励費（大半は町負担）という形で保護者に補助しています。

つまり現状でも新制度下でも実質的に応能負担であることについては変わりないということです。

私立幼稚園運営費負担構造



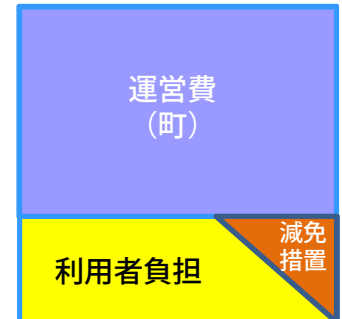
▶ 新制度下の町立幼稚園

現在の天津町の町立・私立幼稚園の保育料をみると、町立は私立より低くなっています。ではこの差額は誰が負担しているのでしょうか。

	保育料	給食費
町立	5,500円	3,700円
私立	22,000～23,000円（給食費含む）	

公立幼稚園には私立のように私学助成金はなく、減免措置分を含め、利用者負担を除く部分のほとんどを町が負担していることになります。（右イメージ図）

公立幼稚園運営費負担構造



新制度の下で町立幼稚園は、4つの分類の中では③の「新制度下での幼稚園」になるしかありません。しかし新制度下でも町立幼稚園に対する国・県の補助がほとんどないことに変わりありません。

また国は公立幼稚園の利用者負担額についてこのように説明しています。

公立の幼稚園や保育所の利用者負担額については、**現行の徴収額、公立施設の役割、意義、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性等を考慮の上、最終的には市町村が判断すべきものです。**設定に当たり、必ずしも国が定める所得階層区分どおりの区分とする必要はありませんが、国が定める上限は公私共通の基準となるため、それぞれの階層区分ごとに、国の定める基準の範囲内で設定されていることが必要になります。

(国)子ども・子育て会議資料 自治体向けFAQ【第3版】

考慮すべき項目の中で「現行の徴収額、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性」は「調整」のための考え方ですので、本質的には町立幼稚園の役割や意義を問い直す必要が出てくることになります。

▶ 町立幼稚園の役割は

現在の町立幼稚園の負担額が私立より低く設定されているのは、保育時間や長期休暇中の保育など、保育時間が短い等の「量」の違いはありますが、それ以上に「**就学前教育の機会を広く提供する**」ということがあります。

これには、①負担額を低く抑えることによる機会の拡大、②公教育として標準的教育内容の提供の二つがあると考えます。

公的サービスと民間サービスの内容や質は当然違うものです。そして公立幼稚園の廉価性・標準性は、なによりも就学前教育の機会の「保障」に大きな役割を果たしている、ここに公立幼稚園の意義があると考えます。

もし新制度に変わることで町の負担が大きくなるのであれば、一定の利用者負担の増加は考えなければならないことは当然です。しかし制度の仕組みとして現状のサービス内容での支出増はありません。保育料の値上げは新制度の主旨・目的ではなく、また公的就学前教育の機会を狭めることになり選択すべき方法ではありません。

つまり新制度下であっても保育料を抑える必要性に変わりはないということです。

現在、町はいろいろな教育・保育サービスの利用料を決めようとしています。本来の目的やそのサービスの役割・意義を踏まえた判断が重要であると考えます。

第〇次大津町振興総合計画といわれるような振興総合計画は、地域づくりの最上位に位置づけられる計画で、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針として、地方自治法で策定を義務付けられたものでした。

しかしH23年の地方自治法改正により策定の義務がなくなり、地域が自らの自主的な判断と方法で地域に適した計画を策定するようになってきています。

▶ 次期計画をどのように策定するか

H27年度は大津町の第5次振興総合計画の最終年度であり、次期計画を策定する年度になります。そこで町としてどのように新たな計画を策定するのかが課題となります。

町としては町長の公約との整合性をとるため、今回の町長選挙まで策定を見送り、現在の計画を2年延長し、H30年度に策定するとのことでした。

また、策定にあたり「住民参加」を実現するかについては、町民の声を反映させることには充分配慮するものの、アンケートや審議会等のオーソドックスな方法での参画を考えているとのことでした。

▶ 誰のための計画か

町長の任期・公約との整合性を取るといったことはどうでしょうか。質問の中で「町長が変わっても、町民の願いが変わるわけではない」と指摘しました。町は次期計画を町長の方針に基づく行政計画と捉えていると感じたからです。

まちづくりは住民全体の問題で、優先されるべきは住民のまちづくりへの願いです。新計画は町長の行政計画ではなく、住民の住民による住民のための「公共計画」であることがふさわしいと考えます。

延長される2年間で、もう一度計画策定の考え方、中でも住民参画の在り方と意味を考える期間となるようさらに主張を続けていきます。

勝者であり続けることはできないが、勇者であり続けることはできる (大津高校サッカー部 平岡監督)

昨年、平岡監督の講演の中でお聞きしました。平岡監督のオリジナルの言葉かどうかはわかりませんが、厳しい競技スポーツの一線にありながら同時に教育者として人間育成に取り組んでおられる方の言葉として感銘を受けました。

確かに連戦連勝で無敗ということはあり得ないことです（某国の将軍様のプロパガンダを除く）。敗北や失敗を受け入れ、それでもさらに自己を成長させチャレンジを続けていくことは大変なことではありますが、連戦連勝よりはまだ可能性がありそうです。私の場合は、まずチャレンジし続けることにチャレンジしてみるところからでしょうか。せめて勇者候補にはなりたいものです。うん、今年はもっと頑張ろう。

ところがアリストテレスは「私は敵を倒した者より、自分の欲望を克服した者を勇者と見る。自分に勝つことこそ、最も難しいことだからだ。」とっていて「勇者」のハードルが上がってしまいました。私には勇者候補さえもまだまだ遠いようです。